令和８年度　要覧



かごしま県民大学中央センター

892-0816
鹿児島市山下町14番50号
カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）内
TEL 学習推進係　099-221-6604
学習情報係　099-221-6606
FAX　099-221-6640

目　　次

Ⅰ　概　　要　……　1
1　組織概要
2　運営方針
3　事業体系

Ⅱ　事　業　概　要　……　5
1　学習機会の提供
2　学習情報の提供
3　調査・研究
4　その他
5　年間行事計画

Ⅲ　施 設 利 用 状 況（令和７年度）　……　14

〈関係資料〉
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例　……　16

かごしま県民交流センターは，令和６年４月１日より
「カクイックス交流センター」の愛称を使用しております。

Ⅰ 概　　要

１　組織概要

沿革

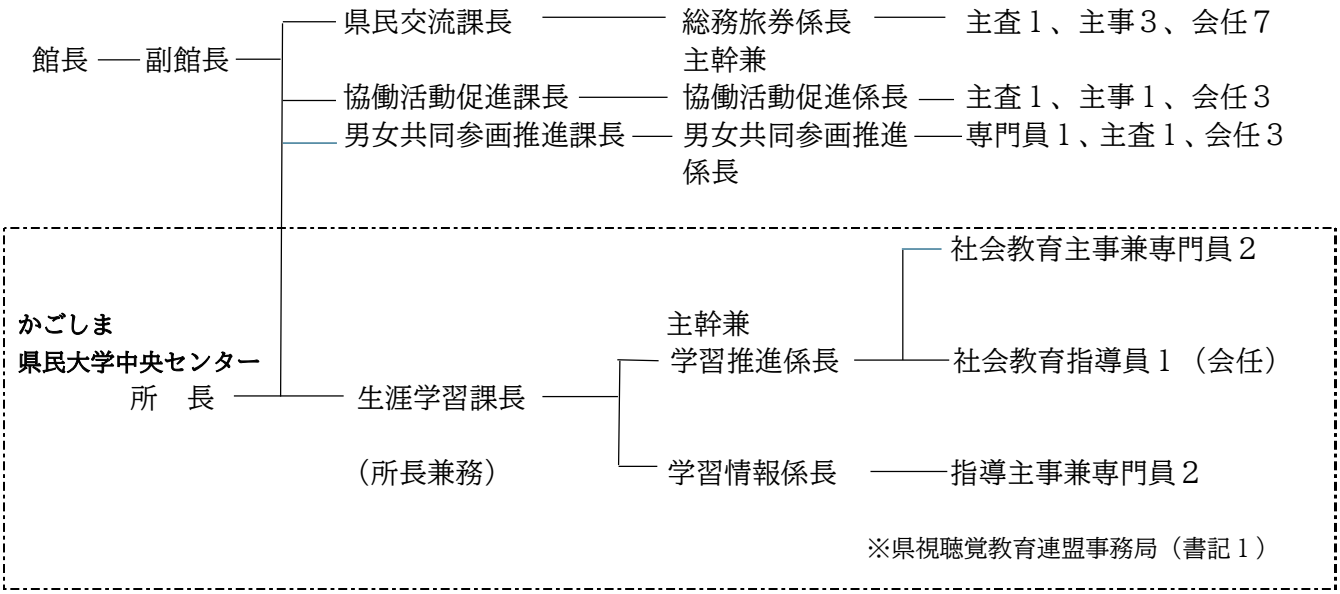
平成 11 年３月	かごしま県民交流センター基本設計
平成 12 年３月	かごしま県民交流センター実施設計
平成 12 年７月 21 日	かごしま県民交流センター起工式
平成 14 年 10 月 15 日	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例公布
平成 15 年３月 25 日	かごしま県民交流センター竣工
平成 15 年４月１日	「かごしま県民大学中央センター」の発足
〃	初代　田中　孝一所長　着任
平成 15 年４月 22 日	かごしま県民交流センター開館
平成 15 年５月 17 日	オープン記念「生涯学習県民フェア」の開催
平成 16 年２月３日	鹿児島県視聴覚教育連盟創立 50 周年記念式典
平成 16 年４月１日	二代　小園　和年所長　着任
平成 16 年５月 30 日	開館１周年記念「特別講演会」の開催
平成 16 年７月 27 日	平成 16 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 16 年 11 月 12 日	第 16 回「鹿児島県生涯学習県民フェア」の開催（末吉町）
平成 17 年４月１日	かごしま県民大学連携講座(大学等)の開始
平成 17 年７月 22 日	平成 17 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 18 年１月 20 日	第 17 回「鹿児島県生涯学習県民フェア」の開催（南さつま市）
平成 18 年７月 19 日	平成 18 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 19 年４月１日	三代　原之園　政治所長　着任
平成 19 年７月 19 日	平成 19 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 20 年４月１日	かごしま県民大学連携講座（鹿児島市教委）の開始
平成 20 年７月 15 日	平成 20 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 21 年４月１日	四代　海江田　修誠所長　着任
平成 21 年７月 16 日	平成 21 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 22 年４月１日	五代　橋口　紀文所長　着任
平成 22 年７月 15 日	平成 22 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 23 年９月６日	平成 23 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 24 年４月１日	六代　今和泉　俊幸所長　着任
平成 24 年８月８日	平成 24 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 25 年４月１日	七代　北之園　千春所長　着任
平成 25 年８月８日	平成 25 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 26 年４月１日	八代　諏訪原 裕子所長 着任
平成 26 年８月８日	平成 26 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 27 年７月 24 日	平成 27 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 28 年４月１日	九代　六笠　登由所長　着任
平成 28 年８月９日	平成 28 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 29 年４月１日	十代　大山　涼子所長　着任
平成 29 年７月 27 日	平成 29 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成 30 年７月 26 日	平成 30 年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
令和元年９月 13 日	「かごしま県民大学推進協議会」の廃止
令和２年４月１日	十一代　青谷　有美代所長　着任
令和４年４月１日	十二代　下屋敷　由貴子所長　着任
令和６年４月１日	十三代　市来　真美所長　着任
令和８年４月１日	十四代　折田　信子所長　着任

設置目的

かごしま県民交流センターに県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設として「かごしま県民大学中央センター」を設置する。

組 織 図

（かごしま県民交流センター）



※会任…会計年度任用職員（旧非常勤職員）

２　運営方針

本県の生涯学習推進のための中核施設として、県下全域を生涯学習のキャンパスとする「かごしま県民大学」構想の充実を図るため、市町村・大学・関係機関・団体等との連携を強化しながら、調査・研究、学習機会の提供、学習情報の提供等を行う。

調査・研究

本県の生涯学習の促進を図るため、中央教育審議会答申及び県教育振興基本計画並びに県教育大綱を踏まえ、本県の生涯学習推進の現状や課題の調査・研究等に努める。

学習機会の提供

県民の多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題等に対応するため、市町村・大学関係機関・団体等との連携を強化するとともに、学びの活動をコーディネートする人材の育成と支援に努める。

学習情報の提供

県民の学習活動を支援するため、関係機関等と連携しながら、各種情報を収集・整理し、効果的・効率的に情報提供を行うとともに、学習相談の充実に努める。

事務分掌

職　名	氏　名	事　　務　　分　　掌
所　長　兼 生涯学習課長	折田　信子	・センターの総括
主　幹　兼 学習推進係長	春花　政浩	・係事務の総括 ・かごしま県民大学中央センターの推進計画 ・学習推進係の計画、推進 ・勤務、服務、給与、文書事務 ・予算、決算、議会及び庶務
社会教育主事 兼 専 門 員	川村　昭平	・生涯学習県民大学講座 ・かごしま県民大学連携講座 ・生涯学習に関する調査、研究 ・事業報告書「かごしまの生涯学習」
社会教育主事 兼 専 門 員	中山　幸治	・かごしま青年塾 ・かごしま県民大学連携講座 ・社会教育・生涯学習現状調査（大学等分） ・かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会
社 会 教 育 指　導　員	鵜木　孝夫	・生涯学習ふれあい展示 ・広報（定期発行物等）、館内掲示 ・利用統計(係)・生涯学習相談 ・『学びの手帳』推進事業 ・各業務の補助
学習情報係長	徳重　正智	・係事務の総括 ・学習情報係の計画、推進 ・県視聴覚教育連盟の運営 ・予算、決算、議会及び庶務 ・情報資産管理（デジタル化対応、著作権を含む） ・社会教育、生涯学習現状調査（市町村分）
指 導 主 事 兼 専 門 員	後藤　友紀	・メディア研修講座（テーマ学習型） ・広報（事業案内） ・ホームページ管理、YouTube 運用 ・視聴覚ライブラリー ・施設、研修室（５F）運用
指 導 主 事 兼 専 門 員	西窪　賢蔵	・施設，研修室運用・メディア研修講座 （アドバンス型、サポート型） ・生涯学習に関する調査・研究 ・利用統計（課・係取りまとめ） ・情報システム管理（指導者・講師情報，デジタルコンテンツ） ・情報機器管理、保守

事業体系

学習機会の提供	学習情報の提供	調査･研究
生涯学習県民大学講座	情報システムによる情報提供	鹿児島県社会教育・生涯学習現状調査
メディア研修講座	生涯学習に関する情報誌等の発行	研究課題に基づいた調査・研究
かごしま青年塾	生涯学習に関する資料等の配架、掲示	学習プログラムの開発
	生涯学習ふれあい展示	生涯学習の体系的な整備
かごしま県民大学連携講座 とことんまなぶー講座	各大学等における公開講座等	かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会
	生涯学習相談窓口	
	「学びの手帳」推進事業	
	県視聴覚ライブラリー運営	

Ⅱ　事業概要

１　学習機会の提供

⑴　生涯学習県民大学講座

市町村・大学・関係機関・団体等と連携して、現代的課題や市町村が抱える課題を解決するための学習機会を提供することにより、市町村の実情に即した生涯学習の振興を支援する。

ア　テーマ学習型（今日的課題の解決に向けた講座）

イ　アドバンス型（先進的でモデル的な講座）

ウ　トレーニング型（生涯学習・社会教育の推進に関わる人材育成講座）

内　容	主に現代的課題の解決に資する内容（開催を希望する市町村が抱える課題）等
講座数	26 講座
会　場	22 市町村 鹿児島市（カクイックス交流センター）、湧水町、伊佐市、和泊町、知名町、指宿市、屋久島町、日置市、南種子町、薩摩川内市、鹿屋市、姶良市、いちき串木野市、大崎町、志布志市、枕崎市、西之表市、霧島市、肝付町、十島村、長島町、与論町
対　象	県民
定　員	各会場 30 人以上

⑵　メディア研修講座

県内市町村等におけるメディア研修の充実及び視聴覚教材の利用促進を図るために、市町村等生涯学習・社会教育関係者等を対象としてＩＣＴ機器等を使用した研修を行う。市町村等におけるＩＣＴ機器等を有効に活用できる指導者等を養成するとともに、デジタルデバイド解消に向けたデジタル人材の育成を通して、ＩＣＴ機器等を活用した生涯学習を推進する。

ア　テーマ学習型･･･今日的課題の解決に向けた講座　　会場｜カクイックス交流センター
西之表市民会館(出前講座)

内　　容	期　　日
視聴覚ライブラリー担当者向けの視聴覚教材の借用と活用の仕方	5/13（ｵﾝﾗｲﾝ）
Web 会議システムを活用したオンライン講座（基本編、活用編）	6/26、8/5
ビデオ撮影やパソコンによるビデオ編集	7/17
読み手の心をつかむ広報・チラシづくり	8/26、10/2
生成 AI の利活用と留意点	9/15、10/23
見やすく伝わるプレゼン作成	9/15

イ　アドバンス型…先進的でモデル的な内容の講座　　会場｜開催市町村公民館等

内　　容	期　　日
・【先進事例編】実践事例から学ぶ「UDe-スポーツを通じた交流促進とデジタルデバイド解消」に向けた取組	5/27
・【講座設計編】公開講座から学ぶ「複数会場がオンラインでつながる健康体操教室」	10/6
・【実践演習編】実践演習で学ぶ「生涯学習県民大学講座サテライト会場運営の企画、実践」	サテライト講座の期日

ウ　サポート型…市町村等からの要請に応じた講師派遣及び技術支援

内　　容	期日等
・Web 会議システム等を活用したオンライン講座等の企画・運営に関すること ・デジタル・シティズンシップ教育に関すること ・ビデオ撮影やパソコンによるビデオ編集に関すること ・広報・チラシづくりに関すること ・著作権に関すること　等	随時 （会場は希望市町村等による）

⑶　かごしま青年塾

これからの鹿児島を担う青年層を対象として、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修、ワークショップを通して、郷土の発展を支えようとする人材を育成する。

内　容	・各界で活躍する経営者やリーダーを講師に迎えて実施する特別講演 ・県内企業等での現地研修　　・実践力を高めるワークショップ ・県内若手リーダー等との交流会　　・ファシリテーション等に関する研修　等
期　日	令和８年７月～12 月（月１回程度・全７回／土日に実施）
会　場	カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）　ほか
対　象	概ね 18 歳から 35 歳程度の学生・社会人で、原則、毎回参加可能な県内在住の方
定　員	40 人程度

⑷　かごしま県民大学連携講座

県民の多様化・高度化する生涯学習ニーズに応えるため、大学等の教育機関、民間の団体等と連携して公開講座等を実施する。

ア　とことんまなぶー講座（カクイックス交流センターで実施する講座）**［７団体 15 講座］**

・鹿児島大学	１講座１回	８/19
・鹿屋体育大学	１講座３回	９/25、10/9、10/15
・第一工科大学	２講座４回	８/１、10/24、11/28、12/26
・鹿児島県立短期大学	１講座３回	９/12、９/19、９/23
・第一幼児教育短期大学	１講座１回	７/26
・鹿児島純心女子短期大学	１講座２回	７/11、９/12
・鹿児島県視聴覚教育研究協議会	１講座１回	２/５

イ　各大学等における公開講座等

各大学等が各大学等において実施する講座（※）

※　各大学等における公開講座等は、令和８年５月発行の「生涯学習講座案内」とホームページ等にて紹介します。

２　学習情報の提供

⑴　学習成果の展示

生涯学習ふれあい展示（年２回・10 日間程度、特別展）7月、10 月、1 月　11 団体

・　県、市町村等の作品や各地域で生涯学習に取り組んでいる団体・個人の作品展示

・　教育機関などの活動状況等の紹介

⑵　情報システムによる情報提供

ア　指導者・講師情報、映像教材の活用事例

・　指導者や講師の情報、県や地域視聴覚ライブラリー等が保有する映像教材の活用事例の収集及び情報提供

イ　その他の情報

・　「かごしま県民交流センター情報システム」の生涯学習に係るＷｅｂページの追加・更新

・　生涯学習に関する「情報データベース」の更新及び活用のための広報周知

⑶　学習情報の集約・提供

「生涯学習だよりの発行」（奇数月発行　年６回）

・　事業の実施状況など、当センターの取組を紹介

「生涯学習講座案内」の発行　5月（年１回）

・　かごしま県民大学連携講座（とことんまなぶ一講座＋各大学等における公開講座）やかごしま文化ゾーン施設が実施する各種講座等の紹介

⑷　生涯学習資料の展示

県内の生涯学習に関する情報の提供

・　県、市町村、民間教育機関、企業等の生涯学習に関する情報（チラシ・パンフレット等)の提供及び展示

⑸　「かごしま県民大学『学びの手帳』」推進事業

各種講座の学習履歴、奨励賞の授与

・　カクイックス交流センターや市町村等が主催する各種講座の受講を記録するための「学びの手帳」の配付（年齢不問、無料）

・　修得単位に応じた賞状の授与

⑹　生涯学習相談窓口

県民の来所相談、電話等による相談窓口

・　県内の生涯学習講座の開設状況や講座内容、学習サークルの育成・支援に関する相談等への対応

３　調査・研究

⑴　生涯学習に関する調査・研究

県の生涯学習の中核機関として、現代的課題や、多様化・高度化する県民の学習ニーズに応じた学習プログラム等を開発し、充実を図るために、調査・研究を進める。

- 鹿児島県の社会教育・生涯学習現状調査
- 県民の学習ニーズに関する調査研究
- 学習プログラム開発
- 生涯学習の体系的な整備

⑵　かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会

大学等（高等教育機関）の知の財産を活用したさらなる生涯学習の振興を図るために、県内の大学等に呼びかけて、かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会を開催し、県と大学等の共催による講座等の開催や、当センター主催事業への参画などについて幅広く情報交換を行う。

- 懇談会：１月開催予定

４　その他

視聴覚サービス

⑴ **映像教材の貸出**

学校教育・社会教育の関係機関・団体等における学習を支援するためのビデオや DVD 等の映像教材の貸出

- 貸出は「県視聴覚ライブラリー教材貸出要項」による。「視聴覚ライブラリー予約管理システム」及び「LiCS－Re」により、教材管理及び貸出業務の効率化を図る。
- 地域に関する郷土教材の収集を行い、県視聴覚ライブラリー等による提供に努める。

⑵ **県視聴覚教育連盟の運営**

県視聴覚教育連盟の事務局として、映像教材の整備・貸出、県自作視聴覚教材コンクールの事業を行う。

⑶ **その他の機関・団体との連携**

県教育庁社会教育課、市町村教育委員会、地域視聴覚ライブラリー等と連携して、当県における教育メディアの利用促進を図る。

5　年間行事計画（令和８年度）

4月			5月			6月		
日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	水		1	金		1	月	休館日
2	木		2	土		2	火	
3	金	県視連会計監査	3	日	憲法記念日	3	水	
4	土		4	月	みどりの日	4	木	
5	日		5	火	こどもの日	5	金	
6	月	休館日	6	水	振替休日	6	土	
7	火		7	木	休館日	7	日	県民大学講座（ 和泊町）
8	水		8	金		8	月	休館日
9	木		9	土		9	火	
10	金		10	日		10	水	
11	土	0	11	月	休館日	11	木	
12	日		12	火		12	金	
13	月	休館日	13	水	メディア研修講座：テーマ型(1)	13	土	県民大学講座（ 知名町）
14	火		14	木		14	日	
15	水		15	金		15	月	休館日
16	木	県視連理事会・常任委員会	16	土		16	火	
17	金	県民大学講座打合せ	17	日		17	水	
18	土		18	月	休館日	18	木	
19	日		19	火		19	金	
20	月	休館日	20	水		20	土	
21	火	県視連定期総会	21	木	県視連専門部会	21	日	
22	水		22	金		22	月	休館日
23	木		23	土	県民大学講座（ 湧水町）	23	火	
24	金	メディア研修講座（ サポート 型） 写真撮影講習会	24	日		24	水	
25	土		25	月	休館日	25	木	
26	日		26	火	県民大学講座（ 伊佐市）	26	金	メディア研修講座：テーマ型(2)
27	月	休館日	27	水	メディア研修講座（ 先進事例編） 始良市	27	土	
28	火		28	木		28	日	
29	水	昭和の日	29	金		29	月	休館日
30	木		30	土		30	火	
			31	日				

県視連…鹿児島県視聴覚教育連盟，【 連携】…かごしま県民大学連携講座・とことんまなぶ一講座

7月			8月			9月		
日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	水		1	土	【連携】(第一工大)	1	火	
2	木		2	日		2	水	
3	金	第1回ふれあい展示(設営日)	3	月	休館日	3	木	
4	土	第1回ふれあい展示(～12日)	4	火		4	金	
5	日	第1回青年塾	5	水		5	土	第3回青年塾
6	月	休館日	6	木		6	日	
7	火		7	金	県民大学講座:トレーニング型(鹿児島市)	7	月	休館日
8	水	メディア研修講座:サポート型	8	土	第2回青年塾	8	火	
9	木	メディア研修講座:サポート型	9	日		9	水	県民大学講座:アドバンス型(薩摩川内市)
10	金	メディア研修講座:サポート型	10	月	休館日	10	木	
11	土	県民大学講座(指宿市) 【連携】(鹿純短)	11	火	山の日	11	金	
12	日	県民大学講座:アドバンス型(鹿児島市) 第1回生涯学習ふれあい展示最終日	12	水		12	土	【連携】(県短) 【連携】(鹿純短)
13	月	休館日	13	木		13	日	
14	火		14	金		14	月	休館日
15	水		15	土		15	火	メディア研修講座:テーマ型(6)(7)熊毛地区
16	木		16	日		16	水	
17	金	メディア研修講座:テーマ型(3)	17	月	休館日	17	木	
18	土		18	火		18	金	
19	日		19	水	【連携】(鹿大)	19	土	【連携】(県短)
20	月	海の日	20	木		20	日	
21	火	休館日	21	金	県民大学講座(日置市)	21	月	敬老の日
22	水	メディア研修講座:サポート型(薩摩川内市)	22	土	メディア研修講座:サポート型ビブリオバトル事前準備	22	火	国民の休日
23	木		23	日	メディア研修講座:サポート型ビブリオバトル	23	水	秋分の日 【連携】(県短)
24	金		24	月	休館日	24	木	休館日
25	土	県民大学講座(屋久島町)	25	火		25	金	【連携】(鹿屋体大) 県視連教材選定委員会
26	日	【連携】(幼短大)	26	水	メディア研修講座:テーマ型(5)	26	土	第4回青年塾
27	月	休館日	27	木		27	日	
28	火		28	金		28	月	休館日
29	水		29	土	県民大学講座(南種子町)	29	火	県民大学講座:トレーニング型(鹿屋市)
30	木		30	日		30	水	メディア研修講座:サポート型
31	金		31	月	休館日			

鹿大…鹿児島大学、鹿屋体大…鹿屋体育大学、第一工大…第一工科大学、県短…鹿児島県立短期大学、幼短大…第一幼児教育短期大学、鹿純短…鹿児島純心女子短期大学、鹿視研…鹿児島県視聴覚教育研究協議会

10月			11月			12月		
日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	木	メディア研修講座：サポート型　かごしまCS（知覧）	1	日		1	火	
2	金	メディア研修講座：テーマ型(8) 第2回ふれあい展示（設営日）	2	月	休館日	2	水	
3	土	第2回ふれあい展示（～11日）	3	火	文化の日	3	木	
4	日		4	水		4	金	
5	月	休館日	5	木		5	土	県民大学講座（霧島市）
6	火	メディア研修講座（アドバンス型）講座設計編	6	金		6	日	
7	水	県民大学講座：アドバンス型（姶良市）	7	土		7	月	休館日
8	木		8	日		8	火	
9	金	【連携】（鹿屋体大）	9	月	休館日	9	水	
10	土		10	火		10	木	
11	日	第2回ふれあい展示最終日	11	水	メディア研修講座：サポート型　かごしまCS（交流センター） 県民大学講座：アドバンス型（志布志市）	11	金	
12	月	スポーツの日	12	木	メディア研修講座：サポート型　公民館関係者研修会	12	土	県民大学講座（肝付町）
13	火	休館日	13	金		13	日	第7回青年塾
14	水		14	土	第6回青年塾	14	月	休館日
15	木	【連携】（鹿屋体大）	15	日		15	火	
16	金		16	月	休館日	16	水	
17	土	県民大学講座（いちき串木野市）	17	火		17	木	
18	日	第5回青年塾	18	水	県民大学講座（枕崎市）	18	金	
19	月	休館日	19	木		19	土	
20	火		20	金	自作コン審査会	20	日	
21	水		21	土		21	月	休館日
22	木		22	日		22	火	
23	金	メディア研修講座：テーマ型(9)	23	月	勤労感謝の日	23	水	
24	土	【連携】（第一工大）	24	火	休館日	24	木	
25	日		25	水		25	金	
26	月	休館日	26	木	県民大学講座（西之表市）	26	土	【連携】（第一工大）
27	火		27	金		27	日	
28	水		28	土	【連携】（第一工大）	28	月	休館日
29	木	県民大学講座：アドバンス型（大崎町）	29	日		29	火	休館日
30	金		30	月	休館日	30	水	休館日
31	土					31	木	休館日

1月			2月			3月		
日	曜日	行事	日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	金	休館日	1	月	休館日	1	月	休館日
2	土	休館日	2	火		2	火	
3	日	休館日	3	水		3	水	
4	月	休館日	4	木		4	木	
5	火		5	金	【 連携】（ 鹿視研）	5	金	
6	水		6	土		6	土	
7	木	県民大学講座（ 十島村）	7	日		7	日	
8	金		8	月	休館日	8	月	休館日
9	土	県民大学講座（ 薩摩川内市）	9	火		9	火	
10	日		10	水		10	水	
11	月	成人の日	11	木	建国記念日	11	木	
12	火	休館日	12	金		12	金	
13	水		13	土	県民大学講座（ 長島町）	13	土	
14	木		14	日		14	日	
15	金	ふれあい展示特別展（ 設営日）	15	月	休館日	15	月	休館日
16	土	ふれあい展示特別展（ ～24日） 自作コン表彰式	16	火		16	火	
17	日		17	水		17	水	
18	月	休館日	18	木		18	木	
19	火		19	金		19	金	
20	水		20	土	県民大学講座（ 与論町）	20	土	
21	木		21	日		21	日	春分の日
22	金		22	月	休館日	22	月	振替休日
23	土	県民大学講座（ 大崎町）	23	火	天皇誕生日	23	火	休館日
24	日	ふれあい展示特別展最終日	24	水		24	水	
25	月	休館日	25	木		25	木	
26	火		26	金		26	金	
27	水		27	土		27	土	
28	木		28	日		28	日	
29	金					29	月	休館日
30	土					30	火	
31	日					31	水	

鹿視研…鹿児島県視聴覚教育研究協議会

Ⅲ　施設利用状況（令和７年度）

施設利用

⑴　かごしま県民交流センター（生涯学習関係利用者）

（人）

月	学習情報係									
	講座						生涯学習相談		ライブラリー	
	テーマ学習型		サポート型		アドバンス型					
	対面	オンライン	対面	オンライン	対面	オンライン	対面	電話	対面	電話
４月	0	0	9	0	0	0	0	2	8	20
５月	5	0	0	0	0	0	0	0	12	19
６月	5	0	0	0	17	11	0	0	1	5
７月	8	0	259	228	0	0	2	0	6	13
８月	10	0	226	0	0	0	1	1	9	9
９月	15	0	59	15	0	0	0	1	6	6
10月	28	0	130	46	20	0	0	0	10	23
11月	0	0	345	0	22	0	0	0	9	12
12月	0	0	2	0	0	0	0	0	5	29
１月	0	0	220	57	0	0	0	1	5	16
２月	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12
３月	0	0	1	0	0	0	0	1	4	8
合　計	71	0	1251	346	59	11	3	6	80	172

月	学習推進係												
	講座						生涯学習相談		ふれあい展示	２階テーブル	２･６階展示	２･６階計	総　計
	かごしま青年塾		生涯学習県民大学		かごしま県民大学連携								
	対面	オンライン	対面	オンライン	対面	オンライン	対面	電話					
４月	0	0	0	0	0	0	13	35	0	592	578	1,170	1,257
５月	0	0	0	0	13	0	0	16	0	553	638	1,191	1,256
６月	0	0	38	0	30	0	2	111	0	704	738	1,442	1,662
７月	33	0	280	57	108	0	0	178	704	529	540	1,069	2,945
８月	23	0	104	0	11	0	1	71	0	864	844	1,708	2,174
９月	42	0	125	0	12	0	2	92	0	598	612	1,210	1,585
10月	15	0	236	0	31	0	4	62	761	564	598	1,162	2,528
11月	19	0	307	8	11	0	4	17	0	909	112	1,021	1,775
12月	19	0	12	0	25	4	0	0	0	579	90	669	765
１月	0	0	26	90	0	0	0	0	206	605	106	711	1,332
２月	0	0	36	0	7	15	0	0	0	690	111	801	876
３月	0	0	0	0	0	0	0	2	0	433	49	482	498
合　計	151	0	1,164	155	248	19	26	584	1,671	7,620	5,016	12,636	18,653

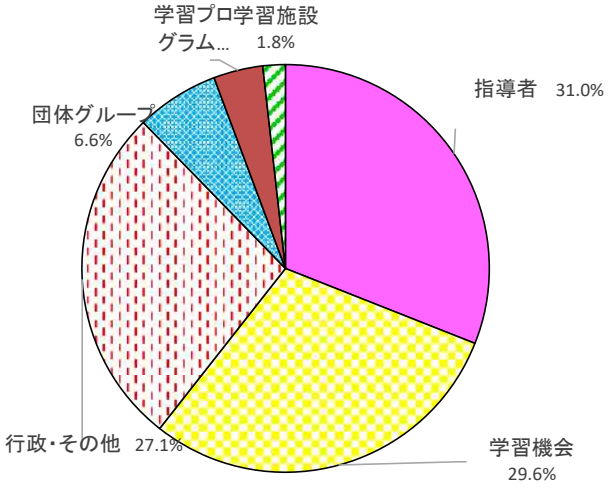
⑵　視聴覚教材

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	年間合計
貸出本数	104	156	117	153	133	129	112	134	104	125	150	102	1,519
利用人数	1,102	3,423	5,852	1,886	2,952	2,133	1,365	2,921	1,420	1,304	1,095	1,834	27,287

生涯学習相談

（件）

相談内容	係	来所	電話	計	割合(%)
学習機会に関すること	学習推進	0	183	183	
	学習情報	0	0	0	
	小計	0	183	183	29.6
指導者に関すること	学習推進	5	182	187	
	学習情報	2	3	5	
	小計	7	185	192	31.0
学習プログラムに関すること	学習推進	3	20	23	
	学習情報	0	1	1	
	小計	3	21	24	3.9
団体・グループに関すること	学習推進	3	38	41	
	学習情報	0	0	0	
	小計	3	38	41	6.6
学習施設に関すること	学習推進	1	10	11	
	学習情報	0	0	0	
	小計	1	10	11	1.8
行政その他	学習推進	15	150	165	
	学習情報	1	2	3	
	小計	16	152	168	27.1
計	学習推進	27	583	610	
	学習情報	3	6	9	
		30	589	619	100.0



（関係資料）

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例

平成14年10月15日
条例第69号

（設置）
第１条　県民の生涯学習，国際交流，男女共同参画の推進，介護の知識等の習得及び共生・協働の地域社会づくりに関する活動その他の県民の自主的な活動を促進するとともに，県民に交流の場を提供するための公の施設として，かごしま県民交流センター（以下「県民交流センター」という。）を設置する。

（位置）
第２条　県民交流センターは，鹿児島市に置く。

（施設）
第３条　県民交流センターに県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設としてかごしま県民大学中央センターを置く。
２　県民交流センターに県民の国際交流及び国際協力に関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県国際交流プラザを置く。
３　県民交流センターに県民の男女共同参画の推進に関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県男女共同参画センターを置く。
４　県民交流センターに県民の介護に関する知識及び技術の習得を支援するための中核的な施設として鹿児島県介護実習・普及センターを置く。
５　県民交流センターに県民の共生・協働の地域社会づくりに関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県共生・協働センターを置く。

（使用の許可等）
第４条　県民交流センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）で別表に掲げるものを使用しようとする者は，知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも，同様とする。
２　知事は，県民交流センターの管理上必要と認めるときは，前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。
３　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，当該使用許可に係る施設（以下「許可施設」という。）の使用を中止し，又は終了したときは，直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
４　知事は，次の各号のいずれかに該当するときは，使用許可を与えないことができる。
(1)　公の秩序を乱し，又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
(2)　県民交流センターの施設，展示品又は植栽物（以下「施設等」と総称する。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
(3)　前２号に掲げるもののほか，県民交流センターの管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）
第５条　知事は，次の各号のいずれかに該当するときは，使用許可の全部若しくは一部を取り消し，若しくはその内容を変更し，又は許可施設の使用の中止を命ずることができる。
(1)　使用者が使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。
(2)　使用者がこの条例の規定に違反したとき。
(3)　使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。
(4)　公益上特に必要があると認めるとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか，県民交流センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2　知事が前項の規定による処分をした場合において，当該処分により使用者に損害が生じても，県は，その賠償の責めを負わないものとする。ただし，同項第４号又は第５号に該当することにより当該処分がなされた場合は，この限りでない。

（使用料）

第６条　許可施設の使用については，別表に定める使用料を徴収する。

2　前項の使用料は，知事が特別の理由があると認めた場合を除き，前納しなければならない。

3　既納の使用料は，返還しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，その全部又は一部を返還する。

(1)　前条第１項第４号又は第５号に該当することにより使用許可が取り消されたとき。

(2)　災害その他使用者の責めに帰することができない理由により許可施設の使用が不能となったとき。

(3)　使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て，知事がこれを認めたとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか，知事が特別の理由があると認めたとき。

（使用料の減免）

第７条　知事は，公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは，規則で定めるところにより，使用料を減額し，又は免除することができる。

（行為の禁止）

第８条　県民交流センターにおいては，何人も，次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　施設等を損傷し，汚損し，又は滅失する行為

(2)　たき火その他危険な行為

(3)　他人に危害を及ぼし，又は迷惑となる行為

(4)　前３号に掲げるもののほか，県民交流センターの管理上支障となる行為

2　知事は，前項各号に掲げる行為を行った者に対し，当該行為を制止し，又は県民交流センターからの退去を命ずることができる。

（施設等の原状変更の禁止）

第９条　使用者その他県民交流センターを利用する者は，施設等の原状を変更してはならない。ただし，あらかじめ知事の承認を受けたときは，この限りでない。

2　前項ただし書の規定により施設等の原状を変更した者は，知事の指示に従い，施設等の使用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

（行為の制限）

第10条　県民交流センターにおいて，次に掲げる行為をしようとする者は，知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。

(1)　物品販売，募金その他これらに類する行為をすること。

(2)　展示会，集会その他これらに類する催しを開催すること。

2　知事は，県民交流センターの管理上必要と認めるときは，前項の許可に条件を付することができる。

3　第１項の許可を受けた者は，当該行為を中止し，又は終了したときは，直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（損害賠償）

第11条　第８条第１項各号に掲げる行為を行った者が当該行為により県に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。第９条の規定に違反して施設等の原状を変更し，又は原状回復を怠った者も，同様とする。

（罰則）
第12条　偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は，その徴収を免れた金額の５倍に相当する額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは，５万円とする。）以下の過料に処する。
２　次の各号のいずれかに該当する者は，５万円以下の過料に処する。
(1)　第４条第１項の規定に違反して県民交流センターの施設を使用した者
(2)　第８条第２項の規定による知事の制止に従わず，又は命令に違反した者
(3)　第９条の規定に違反して施設等の原状を変更し，又は原状回復を怠った者
(4)　第10条第１項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

（規則への委任）
第13条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則
１　この条例は，公布の日から起算して７月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
２　次に掲げる条例は，廃止する。
(1)　鹿児島県立視聴覚センター設置条例（昭和54年鹿児島県条例第27号）
(2)　鹿児島県国際交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成２年鹿児島県条例第29号）
３　鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。第２条中「第96条第１項第10号」を「第96条第１項第11号」に改める。

別表第１中「

霧島国際音楽ホール	２月

」を「

霧島国際音楽ホール	２月
かごしま県民交流センター	２月

」に改める。

別表第１中「

霧島国際音楽ホール	６月

」を「

霧島国際音楽ホール	６月
かごしま県民交流センター	６月

」に改める。

別表（第４条，第６条関係）
以下省略

附　則（平成18年３月28日条例第19号）
この条例は，平成18年４月１日から施行する。
附　則（平成19年３月20日条例第13号）
１　この条例は，平成19年４月１日から施行する。
２　改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は，この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し，同日前の使用許可に係る使用料については，

なお従前の例による。

附　則（平成 20 年３月 28 日条例第 11 号）

この条例は，平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 28 日条例第 19 号）抄

（施行期日）

1　この条例は，平成 26 年４月１日から施行する。

（かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6　第 15 条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は，施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し，施行日前の使用許可に係る使用料については，なお従前の例による。

附　則（平成 28 年 10 月 14 日条例第 37 号）

1　この条例は，公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

ただし，別表の１の表の改正規定（同表中ホールの項の次に次のように加える部分を除く。）及び次項の規定は，公布の日から施行する。（平成 29 年３月規則第 11 号で，同 29 年８月１日から施行）

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際現に改正前のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりパソコン研修室　第１又はパソコン研修室　第２の使用許可を受けている者は，それぞれこの条例の施行の日に，改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定により小研修室　第３又は中研修室　第３の使用許可を受けたものとみなす。この場合において，当該使用許可を受けたものとみなされる者に係る使用料は，同条例別表の１の表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成 31 年３月 22 日条例第 22 号）

1　この条例中第１条及び次項の規定は平成 31 年４月１日から，第２条及び附則第３項の規定は同年 10 月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は，平成 31 年４月１日以後の使用許可に係る使用料について適用し，同日前の使用許可に係る使用料については，なお従前の例による。

3　第２条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は，平成 31 年 10 月１日以後の使用許可に係る使用料について適用し，同日前の使用許可に係る使用料については，なお従前の例による。